

---

## QA5 暫定規制値はどのような取扱いになるのですか。

---

今後、食品中の放射性物質については、食品衛生法第 11 条に基づく基準値が適用されます。なお、暫定規制値の取扱いについては、現在、原子力安全委員会では有事の際における防災指針の見直しが行われており、これらを踏まえ検討することとしています。

### 統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 67 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

改訂日：平成 27 年 3 月 31 日